

令和4年度 働き方改革推進支援助成金について

※ 詳細は熊本労働局雇用環境・均等室(096-352-3865)へお問い合わせください。

働き方改革推進支援助成金 厚労省

検索

<労働時間短縮・年休促進支援コース>

対 象：労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

支給要件：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組等（以下、「助成対象の取り組み」という。）を行い、以下のいずれかを1つ以上実施

- ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減
- ② 年休の計画的付与制度の整備
- ③ 時間単位の年休の整備
- ④ 特別休暇の整備

助 成 率：費用の **3/4** を助成（事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は **4/5** を助成）

<勤務間インターバル導入コース>

対 象：勤務間インターバルを導入する中小企業事業主

支給要件：助成対象の取り組みを行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること

助 成 率：労働時間短縮・年休促進支援コースに同じ

<労働時間適正管理推進コース>

対 象：労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主

支給要件：助成対象の取り組みを行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせた IT システムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること
また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。

助 成 率：労働時間短縮・年休促進支援コースに同じ

<団体推進コース>

対 象：傘下企業の生産性の向上に向けた取り組みを行う事業主団体

支給要件：事業主団体が①市場調査、②新ビジネスモデルの開発・実験、③好事例の収集・普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導・相談窓口の設置等の取り組みを行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取り組み又は取組結果を活用すること

助 成 率：**定額**

助成上限額：**500万円**（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額**1,000万円**）